

様式第1号（第6条関係）

養老町婚活サポーター制度利用同意書

相談者（ ）と婚活サポーター（ ）は、次の点について制度の趣旨及びルールについてお互いに理解し、その内容に同意しましたので、記名押印の上、各自1部ずつ保有します。今後は、相談者と婚活サポーターが、二人三脚で結婚活動を進めていきます。

○独身の確認について

・相談者は、独身成人であり、婚活サポーターは相談者が独身成人であることを養老町婚活サポーター制度利用登録申請書（自己申告書）にて確認すること。

○制度の趣旨について

・婚活サポーターは、結婚を希望する独身男女の身近な相談相手となり、婚活（結婚活動）を後押しするための活動をボランティアで行う人であること。

○婚活サポーターの支援（活動）について

- ・婚活サポーターは、相談者の婚活を支援し、出来るだけ相談者が希望するお相手探しを行います。必ずお相手を紹介できるとは限らないこと。
- ・相談者が、婚活サポーターから支援を受けられるのは、1人のサポーターだけであり、複数のサポーターに同時に支援を申し込むことはできないこと。

○婚活サポーターの支援を受けられる期間について

・婚活サポーターがサポートする期間は、概ね1年程度であり、この期間を越えてサポートを希望する場合には、相談者とよく相談し決めること。

○婚活サポーターとの相談について

- ・相談者と婚活サポーターが連絡を取り合う場合は、お互いの連絡方法や対応できる時間帯について十分に相談し、お互いが決めたルールに従うこと。
- ・相談者と婚活サポーターが相談を行う場所は、相談者や婚活サポーターの自宅でない場所（喫茶店・公共施設など）で行うこと。
- ・相談時にかかる飲食等の経費については、相談者及び婚活サポーターが各自で負担すること。

○引き合わせについて

- ・婚活サポーターは、相談者に対して引き合わせの相手を紹介する場合に、複数のお相手を同時に紹介することはしないこと。
- ・相談者は、引き合わせをした場合には、必ず、その当日又はその翌日までに、婚活サポーターに今後の意向（交際を希望するかどうか）について連絡すること。

○個人情報の取扱いについて

- ・婚活サポーターは、活動において知り得た個人情報について、相談者に対して利用の目的、範囲、方法について説明し、本人の許可なく第三者にもらうことがないよう秘密を厳守すること。
- ・婚活サポーターは、活動が終了した場合には、保有した個人情報を相談者に対して返却すること。

○相談者自身の活動について

・相談者は、婚活サポーターの支援に頼るだけでなく、出会いの機会や結婚セミナーなどに参加するなど、自らの結婚のために主体的に行動すること。

○トラブルについて

・自己申告に基づき婚活サポーターが引き合わせを行うが、相談者と紹介したお相手が交際に発展した後に発生したトラブルについては、原則として相談者が当事者同士で解決すること。

年 月 日

利用者（相談者）

氏名 ④

婚活サポーター

氏名 ④